**船員雇入契約書**

**＜就業規則を引用する場合の記載例＞**

株式会社　海上労働船舶　　（甲）と船員　国土太郎　　（乙）は、以下の条件に基づき雇入契約を締結する。

|  |  |
| --- | --- |
| 雇 入 期 間 | 期間の定めなし。 |
| 乗り組む船舶 | 就業規則の定員表に掲げる船舶のうち、甲が指名する船舶 |
| 従事する職務 | 二等航海士（ただし、船長下船時等に一等航海士の職務を行うことがある。） |
| 基準労働期間、労働時間、休息時間、休日、休暇 | 就業規則第53条～第85条に定めるところによる。  また、乙は船員法に定める休息時間が付与される。 |
| 給与その他の報酬の  決定方法及び支払い | 基本給 （月給）：435,000円  歩合給制度なし。  その他の報酬、給与等の支払い方法等については、就業規則第91条～第119条に定めるところによる。 |
| 災 害 補 償 | 乙は労働者災害補償保険法及び船員保険法に基づく給付によるほか、就業規則第145条～第152条による給付を受けることができる。 |
| 退職、解雇、休職  及び制裁 | 退職、解雇については就業規則第13条～15条、休職については同規則第11条、制裁については同規則第49条～第51条、退職手当については同規則第166条～第168条に定めるところによる。また、退職にあたり乙は雇用保険法に基づく失業給付を受けることができる。  甲又は乙は24時間以上前に書面により申し入れた場合は、この契約を解除することができる。上記にかかわらず、甲の都合により契約を解除するときは、甲は乙に１か月前に通知することを原則とし、当該通知を行うことができない場合は、乙に１か月分の給料を補償するものとする。 |
| 海賊行為による  被害を受けた場合  における措置 | 就業規則第16条及び第120条に定めるところによる。 |
| 送　　　還 | 就業規則第121条～第131条に定めるところによる。 |
| 予備員制度／  交替乗船制の概要 | 予備員制度あり。詳細は、就業規則第9条に定めるところによる。 |
| 以上の契約を証するため本契約書２通を作成し、各自記名の上、それぞれ１通を保有する。 | |
| 契約締結日・場所 | 2013年　3月　1日　　（株）海上労働船舶　本社 |
| 船舶所有者の名称等 | 海上労働船舶  株之印  住　　　　所　　東京都千代田区△△△  氏名又は名称　　株式会社海上労働船舶  取締役社長　 海上　労太郎 |
| 船員の氏名等 | 住　　　 所　　横浜市港南区×××  氏　　　 名　　国　土　　太　郎　 　印  生 年 月 日　　昭和35年1月1日 |